

新たに免許状を取得する場合の申請方法について
(栄養教諭 適用法令：別表第2の2)

1. 必要書類一覧

	書類	チェック	備考
1	[様式1]教育職員免許状授与願		
2	[様式3]履歴書		
3	[様式4]宣誓書		
4	【専修】修了証書の写し又は修了証明書 【1・2種】卒業証書の写し又は卒業証明書※		
5	学力に関する証明書（厳封のもの）		
6	【2種免申請者】栄養士免許の写し 【1種免申請者】①か②のいずれか ①管理栄養士免許の写し ②管理栄養士養成施設の課程を修了したことを証明するもの＋栄養士免許の写し 【専修免申請者】管理栄養士免許の写し		
7	学士証明書又は修士証明書※		
8	申請学校種の下級免許状の写し又は授与証明書		申請学校種の下級免許状を保有している者のみ
9	戸籍抄本（上記書類と氏名・本籍地を変更している場合）		
10	手数料（3,300円、富山県収入証紙）		
11	返信用封筒（角2号、簡易書留にて郵送分（470円分）の切手を貼付）		個人申請者のみ受け取りに来られる場合は不要

※ 学士証明書又は修士証明書については、上記4にその旨記載があれば提出しなくてよい。

申請の省略及び簡略化について

現在教員として勤務している者は、下記表の様式については、次の書類で代用することができます。

様式	代用できる書類
[様式3]履歴書	学校保管の履歴書の写し (最新の職歴まで記載してあるもの)
[様式4]宣誓書	不要

2. 各書類記入にあたっての注意事項

☆各様式は免許状1枚につきそれぞれ1枚必要です。

(1) [様式2] 履歴書について

- ・履歴書は中学校から記載してください。
- ・両面で1枚となる形で提出してください。(貼付不可。両面印刷をしてください。)

(2) 学力に関する証明書について

- ・「学力に関する証明書」は、大学が発行する証明書の1つですが、名称が大学によって異なる場合もあるため、免許状取得のためである旨をはっきりと伝え、取り寄せてください。

☆手数料

- ・富山県収入証紙3,300円分を授与願の所定箇所に貼ってください。

※富山県収入証紙は、収入印紙ではございません。お間違えのないよう、ご注意ください。

※富山県収入証紙は、厚生センター、警察署、免許センター等で購入することができます。売りさばき所は下記URLに掲載しておりますのでご確認ください。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1800/kj00015361.html

※富山県収入証紙が入手不可能な場合には、手数料相当額の郵便小為替を同封してください。

3. 書類提出方法

各様式に添付書類を添えて、郵送又は持参して下さい。(県庁メールカーで送付可)
なお、学校職員は学校を通じて申請して下さい。

(1) 国立、県立、私立学校の職員

申請者→学校長→教職員課

(2) 市町村立学校の職員

申請者→学校長→地教委→教職員課

(3) その他の者

個人申請者→教職員課

※証明書の受取は、申請経路の逆になります。

<書類提出先>

〒930-8501 (住所不要)

富山県教育委員会教職員課企画管理係